

学校法人武蔵野美術大学役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人武蔵野美術大学（以下「法人」という。）の管理運営に関わる役員の適正な処遇を図ることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員には、役員報酬として月額100,000円の役員手当を支給する。

(理事長報酬)

第3条 理事長には、役員報酬として第2条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額204,000円の理事長手当を支給する。

(学長の報酬)

第4条 学長には、役員報酬として第2条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額184,000円の学長手当を支給する。ただし、学長がこの法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、月額184,000円の学長手当を支給する。

(常務理事の報酬)

第5条 常務理事には、役員報酬として第2条に規定する役員手当のほかに役員本俸及び月額150,000円の常務理事手当を支給する。ただし、常務理事がこの法人の職員であるときは、学校法人武蔵野美術大学給与規則に定める諸給与のほか、月額60,000円の常務理事手当を支給する。

(特定の業務を担当する理事の報酬)

第6条 特定の業務を担当する理事には、第2条に規定する役員手当のほかに日常の業務に応じて月額50,000円以上100,000円以下の特定業務担当手当を支給する。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この規則は、平成16年3月31日から施行する。